

福岡市公園愛護報償金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市公園等において除草・清掃等の維持管理活動を自発的に行う公園愛護団体（公園愛護会）に対し、報償金を交付することにより、その円滑な運営を図り、もって公園管理の適正化、及び地域住民の公共施設に対する愛護思想の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「都市公園等」とは、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園及びこれに準ずる公園であつて、本市が管理するものをいう。愛護会は「基本活動」に加え、「選択活動」を選択して活動を行うことができる。

- 2 愛護会は「基本活動」に加え、「選択活動」を選択して活動を行うことができる。「愛護活動」とは、基本活動又は選択活動、もしくは両活動を総称したものをいう。
- 3 この要綱において「基本活動」とは、次の各号に掲げる活動とする。
 - (1) 都市公園等の除草・清掃を月1回以上実施すること。
 - (2) 都市公園等の公園施設の調査点検を月1回以上実施すること。
 - (3) 都市公園等の公園利用者に対し、利用上の注意・指導を実施すること。
- 4 この要綱において「選択活動」とは、次の各号に掲げる活動とする。
 - (1) 都市公園等の樹木管理（中低木刈込）
 - (2) 都市公園等の除草管理（機械除草等）
 - (3) 都市公園等の便所清掃
- 5 この要綱において「愛護会」とは、都市公園等において愛護活動を行うことを目的として、町内会・自治会等の団体で構成され、次条第1項の規定により市長の承認を受けたものをいう。

(愛護会の設立)

第3条 愛護会を設立しようとする者は、愛護会設立届（様式第1号）により市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、公園ごとに1愛護会を基本として行うものとする。ただし次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 緑道などの延長距離が長い公園や、近隣公園などの比較的面積の広い公園、あるいは複数の町内にまたがっている公園などで、一愛護会ではその活動に支障をきたす場合。
 - (2) 基本活動を行う愛護会が選択しない選択活動を、他の愛護会が行う場合。
- 3 近隣公園以上の公園については当該公園の所在する全ての校区の自治協議会、街区公園以下の公園については当該公園の所在する全ての自治会もしくは町内会の同意を得ることとする。
- 4 市長は、第1項の規定により愛護会の設立を承認したときは、公園愛護会承認書（様式第2号）を、当該届出者に交付するものとする。

(愛護会の名称)

第4条 愛護会は、その名称中に愛護活動の対象となる公園名を用いるものとする。ただし、複数の公園を愛護活動対象として設立する場合及び市長がこれにより難しい事情があると認める場合は、この限りでない。

(愛護活動計画書の提出)

第5条 愛護会は、設立の承認を受けた時、及びそれ以後においては、毎事業年度、市長が指定する日までに、公園愛護活動計画書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 2 愛護活動の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(報償金の交付対象)

第6条 市長は、愛護活動の円滑な運営を図るため、愛護会に対し報償金を交付することができる。

(報償金の額)

第7条 報償金の額は、別表1、別表2に定める額とする。

(報償金の交付申請)

第8条 第6条の規定により報償金の交付を受けようとする愛護会は、毎事業年度末において市長が指定する日に愛護活動実績報告書兼報償金交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

ただし選択活動については、前期・後期毎に愛護活動実績報告書兼報償金交付申請書を市長に提出することができる。

(報償金の交付)

第9条 市長は、前条の申請があったときは必要な調査を行い、適当と認めた場合には報償金の交付を行うものとする。

2 報償金の交付額は、次の各号に定めるところにより算定する。

- (1) 年度途中から愛護活動を開始した場合、又は年度途中で活動を止めた場合は、活動月数に応じて月割りにより算定する。
- (2) 活動の開始、又は止めた月が要件を満たさない場合、その月は報償金の交付対象としない。
- (3) 算定した額に百円未満の端数がある場合は、切り上げる。
- (4) 報償金の交付額は、愛護活動を行った公園毎に算定し、同一公園で複数活動の場合は活動団体毎に算定する。

(報償金交付時期)

第10条 報償金の交付時期は、事業年度終了後とする。ただし、選択活動に対する報償金の交付時期は、前期・後期の事業終了後毎とすることができる。

(活動報告書の提出)

第11条 愛護会は、基本活動を実施した場合、速やかに公園愛護活動報告書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定するもののほか必要と認めた場合には、愛護会に対し、その愛護活動の実績内容等について報告を求め、又は指示することができる。

(変更届の提出)

第12条 愛護会は、その代表者又は構成団体等に変更が生じたときは、公園愛護会変更届(様式第6号)により市長に届け出るものとする。

(解散届の提出)

第13条 愛護会は活動をとりやめる日までに公園愛護会解散届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

附則

- 1 この要綱は、昭和52年4月1日から実施する。
- 2 福岡市児童公園愛護報償金交付要綱(昭和44年7月1日実施)は、廃止する。

附則

この改正要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附則

- 1 この改正要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この改正要綱は、平成20年4月1日からの愛護活動に適用する。

附則

- 1 この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 地域内連携公園管理事業報償金交付要綱（平成21年4月1日実施）は、廃止する。

別表1

(単位:円)

基本活動	愛護活動対象面積	1,000 m ² 未満	1,000 m ² ～2,000 m ² 未満	2,000 m ² ～3,000 m ² 未満	3,000 m ² ～4,000 m ² 未満	4,000 m ² ～6,000 m ² 未満	6,000 m ² ～8,000 m ² 未満	8,000 m ² ～10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上
	報償金の額 (年額)	28,000	30,000	32,000	34,000	36,000	38,000	40,000	42,000

別表2

(単位:円)

選択活動	樹木管理 (中低木刈込)	延べ 作業面積	50 m ² 未満	50 m ² ～ 100 m ² 未満	100 m ² ～ 150 m ² 未満	150 m ² ～ 200 m ² 未満	200 m ² 以上
		報償金の額 (年額)	3,000	8,000	13,000	18,000	23,000
	芝生等除草 (機械刈等) (※1)	延べ 作業面積	1,000 m ² 未満	1,000 m ² ～1,500 m ²	1,500 m ² ～2,000 m ²	2,000 m ² ～2,500 m ²	2,500 m ² 以上
		報償金の額 (年額)	30,000	40,000	50,000	60,000	65,000
	便所清掃	作業頻度	週1回	週2回以上			
		報償金の額 (年額)	50,000	100,000			

※1 芝生等除草作業は、年間2回以上実施すること。